

平成 28 年度「一級／二級／木造建築士定期講習」

開催日：平成 29 年 3 月 1 日（水）

開催場所：パーティとちぎ男女共同参画センター

※案内図参照

受付	9：00～
受講説明	9：20～
講義	9：30～17：30（予定）



【上記講習会受付期間】

平成 29 年 1 月 20 日（金）～ 2 月 20 日（月）必着

但し、定員に達しましたら受付終了となります

※ご持参での受付もしくは郵送受付となります。

郵送受付の方は、受付期間内必着にて下記事務局宛に簡易書留で書類をお送り下さい。さらに、郵送受付の方は、所要の切手（82 円）を貼ったご自分の住所、氏名を明記した受講票返信用封筒（長 3）を同封下さい。（但し、内容に不備があった場合及び受付期間内に書類が届かない場合は受付できないことがあります）

〒320-0032 宇都宮市昭和 2-5-26

一般社団法人 栃木県建築士事務所協会

TEL:028-621-3954 FAX:028-627-2364

平成 28 年度 一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 受講要領 木造建築士定期講習

登録講習機関
公益財団法人 建築技術教育普及センター
登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という。）を受講することが義務付けられています。

§ 1. 講習案内

1-1. 講習の概要

- ① 講習は 1 日で実施し、テキストを使用した講義（5 時間）と修了考査（1 時間）の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講師による講義を原則としていますが、DVD による講義となる場合があります。
- ② 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- ③ 講習は、下記「講習の時間割」により行います。一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容及び修了考査時間は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。

■講習の時間割

項目	内容	時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明	10 分
講義	・建築物の建築に関する法令に関する科目	5 時間
	・設計及び工事監理に関する科目	
修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士 ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 ・40 問、正誤方式	1 時間
	二級建築士 ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物（法第 3 条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・35 問、正誤方式	
	木造建築士 ・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法第 3 条及び第 3 条の 2 に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・30 問、正誤方式	

1-2. 受講手数料（テキスト代を含む。）

12,960 円（消費税を含む。）

- ① 受講手数料は当センターホームページよりダウンロードした振込用紙を使用し、必ず個人別に銀行の窓口（ゆうちょ銀行を除く。）で納付してください。（※振込手数料は受講者負担となります。）
- ② 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還しません。
- ③ 受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。
- ④ 講習テキストは講習当日に講習会場で配付します。

1-3. 講習地、講習日及び講習開始時間

- ① 希望する講習地及び講習日（受講案内参照）を選択してください。
- ② 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合は、希望する講習地及び講習日で受講ができない場合があります。
- ③ 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講を希望する講習を担当する各都道府県の建築士会又は建築士事務所協会（以下「各団体」という。）の受講案内により確認してください。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）

1-4. 修了者の発表

- ① 修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- ② 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- ③ 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を担当した各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）に掲載します。
- ④ 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度 4 月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

§ 2. 受講申込み

2-1. 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の方

2-2. 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書（受講申込書本票・受講申込書本票の写し・証明書等貼付用紙・整理票・受講票）
- (2) 写真 2 枚
無帽・無背景・正面上 3 分身を写した証明写真（縦 4.5cm×横 3.5cm）で、受付締切日を起算日として 6 ヶ月以内に撮影したもの。写真の裏面に講習地の都道府県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付してください。
- (3) 受講手数料「振込受付証明書」
受講手数料を銀行の窓口（ゆうちょ銀行を除く。）で納付し、その際発行される受付日附印のある「振込受付証明書」を証明書等貼付用紙の所定の欄に貼付してください

(4) 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し（以下「建築士免許証等」という。）

- ① 取得している当該建築士免許証等の写し（B5版にして貼付）
- ② 建築士免許証等を再交付手続き期間中の場合は、免許証再交付申請書の写し又は登録証明書等を貼付してください。

(5) 当センターが実施した「建築士定期講習」の修了証の写し（B5判にして貼付）

当センターが実施した「建築士定期講習」を過去に修了した方は、当該講習の修了証番号を記入のうえ、修了証の写しを貼付すると、修了証に表示のある建築士資格の建築士免許証等の写しの貼付を省略できます。ただし、修了以降に新たに建築士免許証等を取得した方は、当該建築士免許証等の写しを貼付してください。

■複数の建築士免許を有する方への案内

複数（一級、二級又は木造）の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証等の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定された複数の建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付され、受講履歴はそれぞれの建築士名簿に登録されます。

（* 複数の建築士免許を有している一級又は二級建築士の方で、他の建築士免許証（二級・木造）等の提出がない場合、未提出分については、当該等級の建築士名簿に受講履歴の登録がされませんので、ご注意ください。）

※複数の建築士免許証等を提出された場合であっても、受講手数料は12,960円（消費税を含む。）となります。

2-3. 受講申込方法

受講申込方法（郵送受付、窓口受付）は各団体で異なりますので、詳細については受講を希望する講習を担当する各団体の受講案内により確認してください。

(1) 郵送による受講申込み

- ① 当センターホームページよりダウンロードした振込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受講を希望する講習を担当する各団体へ簡易書留郵便により送付してください。
- ② 受講申込みは受講申込締切日の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については受講申込締切日までに到着したものに限り受付をします。ただし、受付期間中であっても受講申込者数が定員に達した場合は、受付を締め切りますので、受付状況は講習会を担当する各団体へお問い合わせください。
- ③ 受講票送付のため、宛先明記の受講票返信用封筒（長3封筒：12cm×23.5cm）を作成のうえ、82円切手を貼って同封してください。

(2) 受付窓口での受講申込み

当センターホームページよりダウンロードした振込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受講を希望する講習を担当する各団体に持参してください。

(3) 受講申込みに関する注意事項

- ① 受講手数料の振込みをしたにもかかわらず、受講申込者数が定員に達したために受講申込みができなかった場合には、次の講習会をご案内いたします。
また、受講申込みができなかった「振込受付証明書」は、同年度中に実施する講習に限り、そのまま使用できます。
- ② 受講申込書等における記入内容に不備があるものや、必要書類の揃っていないものは受付できません。
- ③ 受講申込みにより提出された書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還しません。
- ④ 受講に際し、車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各団体へ申出てください。ただし、障がい程度、講習会場の都合により希望する措置が受けられない場合があります。

2-4. 受講票の発行

受講票は、各団体にて受講申込時にお渡しするか、または後日送付いたします。

§ 3. 受講申込書の記入上の注意事項

(1) 受講申込書本票 ※黒か青のボールペン（インクが消せるものは使用不可）を使用してください。

年月日	・受講申込日の年月日を記入してください。
氏名（自署）	・申込者本人が必ず署名してください。戸籍上の氏名を記入し、フリガナをカタカナで記入してください。
通称名等	・建築士免許証等に通称名・旧姓の記載があり、修了証に通称名・旧姓の記載を希望する方は記入してください。フリガナをカタカナで記入してください。
生年月日	・年号に○を付け、生年月日を記入してください。
年齢	・受講申込締切日における満年齢を記入してください。
現住所	・通知書等の宛名となりますので、番地まで記入してください。マンション等の場合は、名称、棟及び室番号まで記入してください。緊急連絡先は、常時連絡がとれる携帯等の電話番号を記入してください。
勤務先	・××建設㈱○○支店△△課のように、申込者の所属されている部課名まで記入してください。
勤務先所在地	・番地まで記入し、勤務先電話番号を記入してください。
建築士資格	・該当する全ての建築士資格の番号に○を付け、登録番号、登録年月日を記入してください。 二級又は木造建築士の方は、登録都道府県名も記入してください。また、北海道・兵庫県で登録された方で登録番号に支庁名・登録機関名がある場合には、それらも併せて記入してください。
建築士事務所へ属している	・該当するどちらかに○を付けてください。
担当団体名	・受講を希望する講習会を担当する団体に○を付けてください。
希望会場コード	・受講を希望する講習会場の会場コード（受講案内参照）を記入してください。
前回の修了証番号	・当センターが実施した建築士定期講習の修了証に記載されている修了証番号を記入してください。
写真欄	・受講申込締切日を起算日として6ヶ月以内に撮影した所定の写真を貼付し、撮影年月を記入してください。また、写真の裏面には、講習地の都道府県名、氏名を記入してください。

(2) 整理票

氏名、性別、生年月日、緊急連絡先について、正確に記入してください。

(3) 受講票

氏名、性別、生年月日について、正確に記入してください。

(4) 受講手数料振込用紙

振込用紙には依頼人の氏名、住所、電話番号を必ず記入してください。

§ 4. 受講申込後の届出等

4-1. 受講申込書記載事項変更届

受講前に氏名・住所等の変更がある場合は、変更届けを提出してください。また、受講後に住所が変更になった方で、次回の講習の案内を希望する方は、変更届けを提出してください。

(1) 氏名に変更があった場合

変更届け（任意の書式）に受講番号、氏名、生年月日、変更前及び変更後の氏名を記入のうえ、氏名変更後の建築士免許証等の写しを同封し、当センター業務部業務第三課まで直ちに送付してください。

(2) 住所・緊急連絡先電話番号等の内容に変更があった場合

変更届け（任意の書式）に、受講番号、氏名、生年月日、変更前及び変更後の内容を記入のうえ、FAX又は葉書にて当センター業務部業務第三課まで直ちに送付してください。

4-2. 講習地及び講習日の変更願い

講習地及び講習日の変更は、転勤等やむを得ない事情がある場合で、かつ、一定の変更処理期間があり、変更希望先の講習会場に余裕のある場合に限り、変更が可能ですので、下記の要領で申出てください。

(1) 必要書類等

「講習会場変更申請書」（指定書式がありますので、変更希望先の講習を担当する各団体に確認してください。）

(2) 申請の期限及び申請先

指定された講習日の1週間前までに、他の都道府県及び他団体への講習地の変更は変更希望先の各団体へ、同じ団体が担当する講習日の変更は申込みを行った各団体へ、FAXで「講習会場変更申請書」を送付してください。

4-3. 受講票の再発行

受講票を紛失した場合には、講習当日、講習会場で係員に写真が貼付されている身分証明書（運転免許証・パスポート等）を呈示し、申出てください。受講票を再発行します。

§ 5. 講習受講時における注意事項

5-1. 必ず携行するもの

(1) 受講票

受講票は講習時間中、常に必要となります。受講票の無い方は講習を受けることができません。

(2) 筆記用具

修了考査においては、HBの黒鉛筆（シャープペンを含む。）、消しゴムが必要になります。それ以外の筆記用具（ボールペン等）を使用すると採点されません。

5-2. テキスト

講習テキストは講習当日に講習会場にて配付します。講義で使用したテキストは、修了考査において参照が可能です。

5-3. 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなります。

5-4. 無線通信機器

講習時間中における携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行する場合には電源を切ってカバン等にしまって自己管理してください。なお、修了考査時において、携帯電話等を使用した場合には不正行為とみなされますので特に注意してください。

5-5. 講習会場における飲食及び喫煙

講習会場における飲食及び喫煙については、講習会場での案内に従ってください。

5-6. 講習会場へのアクセス

講習会場及びその周辺への自家用車等の駐車については、駐車場を確保しておりませんので、他の公共交通機関を利用してください。もし、違法駐車で警察又は講習会場等から撤去要請があった場合は、講義時間中又は修了考査時間中であっても退室し、車を撤去していただきます。その結果、講習を修了することができない場合もありますので注意してください。 ※詳細は、受講を希望する講習を担当する各団体の受講案内等で確認してください。

5-7. CPD実績の登録

「建築士定期講習」は、建築CPD情報提供制度の対象講習として認定されています。建築CPD情報提供制度、各建築士会CPD制度、JIA CPD制度、建築設備士関係団体CPD協議会、建築施工管理CPD制度、APECエンジニア、APECアーキテクトの参加者は受講することで、CPD実績として自動的に登録されます。なお、自動的に登録されることを希望しない方は当センターあてにお申出ください。

§ 6. 個人情報の取扱い

- ・建築士定期講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録等事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) をご覧ください。

■受講申込書配布場所・問合せ先

■都道府県建築士会

受講申込書配布・受付場所	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
(一社) 北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル6F
(一社) 青森県建築士会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館1F
(一社) 岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町1-50	岩織ビル内
(一社) 宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町301番地3	宮城県建設業健康福利組合会館5F
(一社) 秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通2-3-8	アトリオン5F
(一社) 山形県建築士会	990-0825	山形市城北町1-12-26	山形建築会館3F
(公社) 福島県建築士会	960-8043	福島市中町4-20	みんゆうビル3F
(一社) 茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館2F
(一社) 栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1	栃木県建設産業会館1F
(一社) 群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	群馬建設会館内
(一社) 埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建設連会館5F
(一社) 千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-5	建築会館4F
(一社) 東京都建築士会	104-6204	中央区晴海1-8-12	晴海トリトンスクエアZ棟4F
(一社) 神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町2-22	神奈川県建設会館5F
(一社) 山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館1F
(一社) 長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野字宮東426-1	長野県建築士会館
(一社) 新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	新潟県公社総合ビル3F
(公社) 富山県建築士会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2F
(一社) 石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター
(一社) 福井県建築士会	910-0854	福井市御幸3-10-15	福井県建設会館2F
(公社) 岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎4F
(公社) 静岡県建築士会	420-0857	静岡市葵区御幸町9-9	静岡県建設業会館5F
(一社) 愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19	名古屋商工会議所ビル9F
(一社) 三重県建築士会	514-0003	津市桜橋2-177-2	三重県建設産業会館3F
(公社) 滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	滋賀県建設会館3F
(一社) 京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641	京都建設会館別館2F
(公社) 大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町3-1-17	高田屋大手前ビル5F
(一社) 兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-6-11	エクセル山手2F
(一社) 奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館
(一社) 和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町38	和歌山県建築士会館
(一社) 鳥取県建築士会	680-0912	鳥取市商栄町195番地	大和ホール
(一社) 島根県建築士会	690-0883	松江市北田町35-3	建築会館3F
(一社) 岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館4F
(公社) 広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47	広島県情報プラザ5F
(一社) 山口県建築士会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館
(公社) 徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜2-10	建設センター5F
(一社) 香川県建築士会	760-0018	高松市天神前6-34	村瀬ビル2F
(公社) 愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町4-1-5	愛媛県建築士会館2F
(公社) 高知県建築士会	780-0870	高知市本町1-3-20	カーニープレイス高知本町ビル3F
(公社) 福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館6F
(一社) 佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設会館
(一社) 長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町5-34	トーカンマンション713号
(公社) 熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水1-3-7	熊本県建築士会館
(公社) 大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町1-3-31	富士火災大分ビル3F
(一社) 宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町2-12	宮崎建友会館3F
(公社) 鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-301	県住宅供給公社326号室
(公社) 沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館内

■都道府県建築士事務所協会

(一社) 北海道建築士事務所協会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル6F	011(231)3165
(一社) 青森県建築士事務所協会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館5F	017(773)1596
(一社) 岩手県建築士事務所協会	020-0016	盛岡市名須川町18-16	建築会館	019(651)0781
(一社) 宮城県建築士事務所協会	980-0011	仙台市青葉区上杉2-2-40	宮城県建築設計会館	022(223)7330
(一社) 秋田県建築士事務所協会	010-0011	秋田市山王3-1-7	東カンビル6F	018(865)1225
(一社) 山形県建築士事務所協会	990-0023	山形市松波四丁目1-15	山形県自治会館3F	023(615)4739
(一社) 福島県建築士事務所協会	960-8061	福島市五月町4-25	福島県建設センター5F	024(521)4033
(一社) 茨城県建築士事務所協会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館2F	029(305)7771
(一社) 栃木県建築士事務所協会	320-0032	宇都宮市昭和2-5-26		028(621)3954
(一社) 群馬県建築士事務所協会	371-0846	前橋市元総社町2-23-7		027(255)1333
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建設連会館5F	048(864)9313
(公社) 千葉県建築士事務所協会	260-0012	千葉市中央区本町2-1-16	千葉本町第一生命ビル2F	043(224)1640
(一社) 東京都建築士事務所協会	160-0022	新宿区新宿5-17-17	渡菱ビル3F	03(3203)2601
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	231-0032	横浜市中区不老町3-12	第三不二ビル2F	045(228)0755
(一社) 山梨県建築士事務所協会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館2F	055(225)1251
(一社) 長野県建築士事務所協会	380-0936	長野市岡田町124-1	長水建設会館2F	026(225)9277
(一社) 新潟県建築士事務所協会	951-8131	新潟市中央区白山浦1-614	白山ビル6F	025(265)4748
(一社) 富山県建築士事務所協会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2F	076(442)1135
(一社) 石川県建築士事務所協会	921-8035	金沢市泉が丘2-14-7	金沢正正ビル4F	076(244)5152
(一社) 福井県建築士事務所協会	910-0859	福井市日之出5-4-7	福井県建設会館3F	0776(54)1552
(一社) 静岡県建築士事務所協会	420-0853	静岡市葵区追手町2-12	静岡安藤ハザマビル7F	054(255)8931
(公社) 愛知県建築士事務所協会	460-0003	名古屋市中区錦1-18-24	HF伏見ビル5F	052(201)0500
(一社) 三重県建築士事務所協会	514-0007	津市東古河町8-17	システックビル4F	059(226)4416
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	建設会館3F	077(526)4476
(一社) 京都府建築士事務所協会	602-8031	京都市上京区釜屋通榎木町上東裏辻町417	大和ビル内	075(222)1717
(一社) 大阪府建築士事務所協会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-10	大阪建設会館2F	06(6946)7065
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18	兵庫県林業会館2F	078(351)6779
(一社) 奈良県建築士事務所協会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館	0742(34)8850
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	640-8045	和歌山市ト半町38	建築士会館3F	073(432)6539
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	680-0022	鳥取市西町2-102	西町フロインドビル	0857(23)1728
(一社) 島根県建築士事務所協会	690-0883	松江市北田町35-3	建築会館	0852(23)2582
(一社) 岡山県建築士事務所協会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館3F	086(231)3479
(一社) 広島県建築士事務所協会	730-0013	広島市中区八丁堀5-23	オガワビル2F	082(221)0600
(一社) 山口県建築士事務所協会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館内	083(925)6701
(一社) 徳島県建築士事務所協会	770-0847	徳島市幸町3-55	自治会館2F	088(652)5862
(一社) 香川県建築士事務所協会	760-0018	高松市天神前5-18	ルモンド田中ビル3F	087(812)3201
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	790-0002	松山市二番町4-1-5	建築士会館3F	089(945)5200
(一社) 高知県建築士事務所協会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館5F	088(825)1231
(一社) 福岡県建築士事務所協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館5F	092(473)7673
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	建設会館内	0952(22)3541
(一社) 長崎県建築士事務所協会	850-0874	長崎市魚の町3-33	長崎県建設総合会館4F	095(826)7010
(一社) 熊本県建築士事務所協会	862-0976	熊本市中央区九品寺4-8-17	熊本県建設会館別館2F	096(371)2433
(一社) 大分県建築士事務所協会	870-0016	大分市新川町2-4-48		097(537)7600
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19	宮崎県建設会館4F	0985(29)1188
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	890-0055	鹿児島市上荒田町29-33	鹿児島建築設計会館	099(251)9887
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館	098(879)1311

※受講申込書の配布、受付方法、受付状況及び講習会場の案内等については、講習会を担当する上記の各団体へお問い合わせください。

問合せ先 (平日9:30~17:00)

問合せ先	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
(公財) 建築技術教育普及センター本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル
(公社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝5-26-20	建築会館5階
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀2-21-6	八丁堀NFビル6F